

変更後	1月27日公開時																																																										
(要 旨) 第21条 4 GNSSとは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称で、GPS、GLONASS、Galileo及び準天頂衛星等の衛星測位システムがある。<u>GNSS測量においては、GPS及びGLONASSを適用する。</u>	(要 旨) 第21条 4 GNSSとは、人工衛星からの信号を用いて位置を決定する衛星測位システムの総称で、GPS、GLONASS、Galileo及び準天頂衛星等の衛星測位システムがある。<u>この規程では、GPS及びGLONASSをGNSS測量に適用する。</u>																																																										
(機 器) 第35条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。 <table><tr><th>機 器</th><th>性 能</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>1級トータルステーション</td><td rowspan="11">別表1による</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級トータルステーション</td><td>2～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級トータルステーション</td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td>1級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>1級セオドライト</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級セオドライト</td><td>2～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級セオドライト</td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td>測距儀</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級レベル</td><td>測 標 水 準 測 量</td></tr><tr><td>2級標尺</td><td>測 標 水 準 測 量</td></tr><tr><td>鋼巻尺</td><td>JIS 1級</td><td>――</td></tr></table> <u>※GNSS測量機とは、GPS測量機又はGPS及びGLONASS対応の測量機をいう。</u>	機 器	性 能	摘 要	1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量	2級トータルステーション	2～4級基準点測量	3級トータルステーション	4級基準点測量	1級GNSS測量機	1～4級基準点測量	2級GNSS測量機	1～4級基準点測量	1級セオドライト	1～4級基準点測量	2級セオドライト	2～4級基準点測量	3級セオドライト	4級基準点測量	測距儀	1～4級基準点測量	3級レベル	測 標 水 準 測 量	2級標尺	測 標 水 準 測 量	鋼巻尺	JIS 1級	――	(機 器) 第35条 観測に使用する機器は、次表に掲げるもの又はこれらと同等以上のものを標準とする。 <table><tr><th>機 器</th><th>性 能</th><th>摘 要</th></tr><tr><td>1級トータルステーション</td><td rowspan="11">別表1による</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級トータルステーション</td><td>2～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級トータルステーション</td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td>1級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級GNSS測量機</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>1級セオドライト</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>2級セオドライト</td><td>2～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級セオドライト</td><td>4級基準点測量</td></tr><tr><td>測距儀</td><td>1～4級基準点測量</td></tr><tr><td>3級レベル</td><td>測 標 水 準 測 量</td></tr><tr><td>2級標尺</td><td>測 標 水 準 測 量</td></tr><tr><td>鋼巻尺</td><td>JIS 1級</td><td>――</td></tr></table>	機 器	性 能	摘 要	1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量	2級トータルステーション	2～4級基準点測量	3級トータルステーション	4級基準点測量	1級GNSS測量機	1～4級基準点測量	2級GNSS測量機	1～4級基準点測量	1級セオドライト	1～4級基準点測量	2級セオドライト	2～4級基準点測量	3級セオドライト	4級基準点測量	測距儀	1～4級基準点測量	3級レベル	測 標 水 準 測 量	2級標尺	測 標 水 準 測 量	鋼巻尺	JIS 1級	――
機 器	性 能	摘 要																																																									
1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量																																																									
2級トータルステーション		2～4級基準点測量																																																									
3級トータルステーション		4級基準点測量																																																									
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																																									
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																																									
1級セオドライト		1～4級基準点測量																																																									
2級セオドライト		2～4級基準点測量																																																									
3級セオドライト		4級基準点測量																																																									
測距儀		1～4級基準点測量																																																									
3級レベル		測 標 水 準 測 量																																																									
2級標尺		測 標 水 準 測 量																																																									
鋼巻尺	JIS 1級	――																																																									
機 器	性 能	摘 要																																																									
1級トータルステーション	別表1による	1～4級基準点測量																																																									
2級トータルステーション		2～4級基準点測量																																																									
3級トータルステーション		4級基準点測量																																																									
1級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																																									
2級GNSS測量機		1～4級基準点測量																																																									
1級セオドライト		1～4級基準点測量																																																									
2級セオドライト		2～4級基準点測量																																																									
3級セオドライト		4級基準点測量																																																									
測距儀		1～4級基準点測量																																																									
3級レベル		測 標 水 準 測 量																																																									
2級標尺		測 標 水 準 測 量																																																									
鋼巻尺	JIS 1級	――																																																									
第37条 第2項第二号ト (3) 観測図の作成は、同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。	第37条 第2項第二号ト (3) 観測図の作成は、<u>次のとおり行うものとする。</u> (i) 同時に複数のGNSS測量機を用いて行う観測（以下「セッション」という。）計画を記入するものとする。 (ii) <u>平均図に多角形が形成される場合は、異なるセッションの基線ベクトルで環閉合となる観測図を作成するものとする。</u>																																																										

(観測の実施)

第37条 第2項第二号ロ

観測方法 GNSS衛星の組合せ		スタティック法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法
GPS衛星のみ		4衛星以上	5衛星以上
GPS衛星及びGLONASS衛星		5衛星以上	6衛星以上
摘 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS衛星及びGLO NASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのG NSS測量機を使用すること。 ③ <u>スタティック法による10km以上の観測では、GPS衛星のみを用いて 観測する場合は5衛星以上とし、GPS衛星及びGLONASS衛星 を用いて観測する場合は6衛星以上とする。</u>		

(観測の実施)

第37条 第2項第二号ロ

観測方法 GNSS衛星の組合せ		スタティック 法	短縮スタティック法 キネマティック法 RTK法 ネットワーク型RTK法
GPS衛星のみ		4衛星以上	5衛星以上
GPS衛星及びGLONASS衛星		5衛星以上	6衛星以上
<u>GLONASS衛星のみ</u>		<u>——</u>	<u>——</u>
摘 要	① <u>ネットワーク型RTK法ではGPS衛星のみ使用できる。</u> ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、GPS衛星及びGLO NASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのG NSS測量機を使用すること。		

(偏心要素の測定)

第39条 第三号

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30cm未満	偏心測定紙に方向角を引 き、分度器によって偏心角 を測定する。	1°	——
30cm以上 2m未満	偏心測定紙に方向線を引 き、計算により偏心角を算 出する。	10′	——
2m以上 10m未満	トータルステーション又 はセオドライトを用いて、 第37条を準用する。	1′	倍角差 120″ 観測差 90″
10m以上 50m未満		<u>10″</u>	倍角差 60″ 観測差 40″
50m以上 100m未満			倍角差 30″ 観測差 20″
100m以上 250m未満		1″	倍角差 20″ 観測差 10″

(偏心要素の測定)

第39条 第三号

偏心距離	機器及び測定方法	測定単位	点検項目・許容範囲
30cm未満	偏心測定紙に方向角を引 き、分度器によって偏心角 を測定する。	1°	——
30cm以上 2m未満	偏心測定紙に方向線を引 き、計算により偏心角を算 出する。	10′	——
2m以上 10m未満	トータルステーション又 はセオドライトを用いて、 第37条を準用する。	1′	倍角差 120″ 観測差 90″
10m以上 50m未満		<u>10″</u>	倍角差 60″ 観測差 40″
50m以上 100m未満		<u>5″</u>	倍角差 30″ 観測差 20″
100m以上 250m未満		1″	倍角差 20″ 観測差 10″

(計算の方法) 第41条 第4項 五 スタティック法による基線解析では、基線長が10キロメートル未満は1周波で行うことを標準とし、10キロメートル以上は2周波で行うものとする。	(計算の方法) 第41条 第4項 五 スタティック法による基線解析では、基線長が10キロメートル未満は1周波で行い、10キロメートル以上は2周波で行うものとする。																														
(点検計算及び再測) 第42条 第二号 ロ 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。 (1) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>許容範囲</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">基線ベクトルの環閉合差</td><td>水平 (ΔN、ΔE)</td><td>20mm √N</td><td rowspan="4">N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差又は較差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差又は較差 ΔU : 高さ方向の閉合差又は較差</td></tr><tr><td>高さ (ΔU)</td><td>30mm √N</td></tr><tr><td rowspan="2">重複する基線ベクトルの較差</td><td>水平 (ΔN、ΔE)</td><td>20mm</td></tr><tr><td>高さ (ΔU)</td><td>30mm</td></tr></table>	区 分		許容範囲	備 考	基線ベクトルの環閉合差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm √N	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差又は較差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差又は較差 ΔU : 高さ方向の閉合差又は較差	高さ (ΔU)	30mm √N	重複する基線ベクトルの較差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm	高さ (ΔU)	30mm	(点検計算及び再測) 第42条 第二号 ロ 点検計算の許容範囲は、次表を標準とする。 (1) 環閉合差及び各成分の較差の許容範囲 <table><tr><th colspan="2">区 分</th><th>許容範囲</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="2">基線ベクトルの環閉合差</td><td>水平 (ΔN、ΔE)</td><td>20mm √N</td><td rowspan="4">N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差</td></tr><tr><td>高さ (ΔU)</td><td>30mm √N</td></tr><tr><td rowspan="2">重複する基線ベクトルの較差</td><td>水平 (ΔN、ΔE)</td><td>20mm</td></tr><tr><td>高さ (ΔU)</td><td>30mm</td></tr></table>	区 分		許容範囲	備 考	基線ベクトルの環閉合差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm √N	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差	高さ (ΔU)	30mm √N	重複する基線ベクトルの較差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm	高さ (ΔU)	30mm
区 分		許容範囲	備 考																												
基線ベクトルの環閉合差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm √N	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差又は較差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差又は較差 ΔU : 高さ方向の閉合差又は較差																												
	高さ (ΔU)	30mm √N																													
重複する基線ベクトルの較差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm																													
	高さ (ΔU)	30mm																													
区 分		許容範囲	備 考																												
基線ベクトルの環閉合差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm √N	N : 辺数 ΔN : 水平面の南北方向の閉合差 ΔE : 水平面の東西方向の閉合差 ΔU : 高さ方向の閉合差																												
	高さ (ΔU)	30mm √N																													
重複する基線ベクトルの較差	水平 (ΔN、ΔE)	20mm																													
	高さ (ΔU)	30mm																													
(点検計算及び再測) 第42条 第2項を削除	(点検計算及び再測) 第42条 2 点検計算の結果は、精度管理表にとりまとめるものとする。																														
(平均計算) 第43条 第3項第二号 「ハ」を削除	(平均計算) 第43条 第3項第二号 ハ 三次元網平均計算に使用する基線ベクトルは、路線に多角形が形成される場合に、異なるセッションの組合せによる環閉合とする。																														
第43条 4 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた観測点については、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。	第43条 4 平均計算に使用した概算値と平均計算結果値の座標差が1メートルを超えた場合は、平均計算結果の値を概算値として平均計算を繰り返す反復計算を行うものとする。																														
(永久標識の設置) 第59条 6 永久標識を設置した水準点については、第37条に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果数値データファイルに記載するものとする。また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。	(永久標識の設置) 第59条 6 永久標識を設置した点については、第37条に規定する観測方法又は単点観測法により座標を求め、成果表に記載するものとする。また、既知点の座標を求めた場合、当該点の管理者にその取り扱いを確認することができる。																														

第59条 第6項第二号 ロ 削除	第59条 第6項第二号 ロ 単点観測法は、GPS衛星のみを使用するものとする。																								
(基準点の復旧測量) 第76条 第3項第二号ロの表 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>許容範囲</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">基線ベクトルの 較差</td><td>ΔN</td><td rowspan="2">20mm</td><td rowspan="2">ΔN：水平面の南北方向の較差 ΔE：水平面の東西方向の較差</td></tr><tr><td>ΔE</td></tr><tr><td>ΔU</td><td>30mm</td><td>ΔU：水平面からの高さ方向の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td></tr></table>	項 目		許容範囲	備 考	基線ベクトルの 較差	ΔN	20mm	ΔN ：水平面の南北方向の較差 ΔE ：水平面の東西方向の較差	ΔE	ΔU	30mm	ΔU ：水平面からの高さ方向の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	(基準点の復旧測量) 第76条 第3項第二号ロの表 <table><tr><th colspan="2">項 目</th><th>許容範囲</th><th>備 考</th></tr><tr><td rowspan="3">基線ベクトルの 較差</td><td>ΔN</td><td rowspan="2">20mm</td><td rowspan="2">ΔN：水平面の南北方向の閉合差 ΔE：水平面の東西方向の閉合差</td></tr><tr><td>ΔE</td></tr><tr><td>ΔU</td><td>30mm</td><td>ΔU：水平面からの高さ方向の閉合差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。</td></tr></table>	項 目		許容範囲	備 考	基線ベクトルの 較差	ΔN	20mm	ΔN ：水平面の南北方向の閉合差 ΔE ：水平面の東西方向の閉合差	ΔE	ΔU	30mm	ΔU ：水平面からの高さ方向の閉合差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。
項 目		許容範囲	備 考																						
基線ベクトルの 較差	ΔN	20mm	ΔN ：水平面の南北方向の較差 ΔE ：水平面の東西方向の較差																						
	ΔE																								
	ΔU	30mm	ΔU ：水平面からの高さ方向の較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																						
項 目		許容範囲	備 考																						
基線ベクトルの 較差	ΔN	20mm	ΔN ：水平面の南北方向の閉合差 ΔE ：水平面の東西方向の閉合差																						
	ΔE																								
	ΔU	30mm	ΔU ：水平面からの高さ方向の閉合差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。																						
(TS等を用いるTS点の設置) 第92条 TS等を用いるTS点の設置は、基準点にTS等を整置し、観測は第37条第2項第一号の4級基準点測量の規定を準用して放射法または同等の精度を確保できる方法 (以下「放射法等」という) により行うものとする。	(TS等を用いるTS点の設置) 第92条 TS等を用いるTS点の設置は、基準点にTS等を整置し、観測は第37条第2項第一号の4級基準点測量の規定を準用して放射法により行うものとする。																								
(ネットワーク型RTK法によるTS点の設置) 第94条 3 観測の使用衛星数及び較差の許容範囲等は、前条第3項の規定を準用する。	(ネットワーク型RTK法によるTS点の設置) 第94条 3 観測及び較差の許容範囲等は、前条第3項の規定を準用する。ただし、ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみ使用できる。																								
(要 旨) 第95条 地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等の水平位置及び必要に応じて標高を求めるものとする。	(要 旨) 第95条 地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等又はGNSS測量機を整置し、地形、地物等の水平位置及び標高を求めるものとする。																								
(TS等を用いる地形、地物等の測定) 第96条 TS等を用いる地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等を整置し、放射法等により行うものとする。	(TS等を用いる地形、地物等の測定) 第96条 TS等を用いる地形、地物等の測定は、基準点又はTS点にTS等を整置し、放射法、支距法等により行うものとする。																								
(ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定) 第98条 3 観測は、干渉測位方式により1セット行うものとし、観測及び許容範囲等は、前条第3項から第6項までの規定を準用する。	(ネットワーク型RTK法による地形、地物等の測定) 第98条 3 観測は、干渉測位方式により1セット行うものとし、観測及び許容範囲等は、前条第3項から第6項までの規定を準用する。ただし、GPS衛星のみを使用できる。																								

(空中写真の数値化の点検) 第147条 第2項 七 内部標定による指標の誤差						(空中写真の数値化の点検) 第147条 第2項 七 内部標定による指標の誤差の許容範囲																	
(航空レーザ測量システム) 第281条 第2項 二 キネマティック解析ソフトウェアは、次の機能を有するものを標準とする。						(航空レーザ測量システム) 第281条 第2項 二 キネマティック解析ソフトウェアは、次のものを有するものを標準とする。																	
(方 法) 第351条 第3項第二号						(方 法) 第351条 第3項第二号																	
使用衛星数		観測回数		データ取得間隔		許容範囲		備 考		使用衛星数		観測回数		データ取得間隔		許容範囲		備 考					
5衛星以上		F I X 解 を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)		ΔN ΔE		20 mm		ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。		5衛星以上		F I X 解 を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)		ΔN ΔE		20 mm		ΔN ：水平面の南北方向のセット間較差 ΔE ：水平面の東西方向のセット間較差 ただし、平面直角座標値で比較することができる。	
摘 要		①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。										摘 要		①ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみを使用できる。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。									
(方 法) 第362条 第5項第二号						(方 法) 第362条 第5項第二号																	
使用衛星数		観測回数		データ取得間隔		使用衛星数		観測回数		データ取得間隔		使用衛星数		観測回数		データ取得間隔		使用衛星数		観測回数		データ取得間隔	
5衛星以上		F I X 解を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)		5衛星以上		F I X 解を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)		5衛星以上		F I X 解を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)		5衛星以上		F I X 解を得てから10エポック以上		1 秒 (ただし、キネマティック法は5秒以下)	
摘 要		①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。										摘 要		①ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみを使用できる。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。									

(方 法) 第375条 第3項 一 TS等を用いる放射法の場合は、前号による他第352条第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、3級基準点等を設置することができる。	(方 法) 第375条 第3項 一 TS等を用いる放射法の場合は、前号による他第352条第2項第一号の規定を準用して行うことができる。ただし、近傍に既知点がない場合は、<u>第37条及び第38条の表に定める</u>3級基準点等を設置することができる。																		
(方 法) 375条 4 単点観測法に<u>おいて、配信事業者で算出された任意地点の補正データを使用する場合、その地点から距離標</u>までの距離を3キロメートル以内とする。	(方 法) 第375条 4 単点観測法に<u>よる場合は、距離標から仮想点</u>までの距離を3キロメートル以内とする。																		
(方 法) 第383条 第5項 <table><tr><td>使用衛星数</td><td>観 測 回 数</td><td>データ取得間隔</td></tr><tr><td>5衛星以上</td><td>F I X解を得てから1エポック以上</td><td>1秒</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="2">①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。</td></tr></table>	使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔	5衛星以上	F I X解を得てから1エポック以上	1秒	摘 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。		(方 法) 第383条 第5項 <table><tr><td>使用衛星数</td><td>観 測 回 数</td><td>データ取得間隔</td></tr><tr><td>5衛星以上</td><td>F I X解を得てから1エポック以上</td><td>1秒</td></tr><tr><td>摘 要</td><td colspan="2">①<u>ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみを使用できる。</u> ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。</td></tr></table>	使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔	5衛星以上	F I X解を得てから1エポック以上	1秒	摘 要	① <u>ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみを使用できる。</u> ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。	
使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔																	
5衛星以上	F I X解を得てから1エポック以上	1秒																	
摘 要	①GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。																		
使用衛星数	観 測 回 数	データ取得間隔																	
5衛星以上	F I X解を得てから1エポック以上	1秒																	
摘 要	① <u>ネットワーク型RTK法では、GPS衛星のみを使用できる。</u> ②GLONASS衛星を用いて観測する場合は、使用衛星数は6衛星以上とする。ただし、GPS衛星及びGLONASS衛星を、それぞれ2衛星以上を用いること。 ③GLONASS衛星を用いて観測する場合は、同一機器メーカーのGNSS測量機を使用すること。																		
(方 法) 第405条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、<u>放射法等</u>により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。	(方 法) 第405条 境界測量は、近傍の4級基準点以上の基準点に基づき、<u>放射法</u>により行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、補助基準点を設置し、それに基づいて行うことができる。																		